

# 原動機付自転車の改造登録について

原動機付自転車を改造し、排気量のアップ(ダウン)があった場合や車両種別が変更になる場合については、改造証明書(裏面)を添付して、登録申請していただく必要があります。

## 改造登録に必要な書類

### 1 専門業者に頼んだ場合

・軽自動車税申告書(報告)書兼標識交付申請書

・業者の作成した改造証明書

(記載内容は、裏面の「原動機付自転車改造証明書」と同程度のもの。)

・車台番号の石刷り

### 2 自分で改造した場合

・軽自動車税申告書(報告)書兼標識交付申請書

・原動機付自転車改造証明書(裏面)

・車台番号の石刷り

★改造の方法により、次の書類も必要となります。

改造方法	届出に必要な書類等
エンジンの載せ替え	エンジンの購入領収書(もらった場合には、譲渡証明書) 新旧の各原動機の番号(エンジン番号)の石刷り
エンジン内部をボーリング (シリンダーの切削・研磨)	新たなピストンの購入領収書 排気量の計算式 ※排気量(cc) = 内径(mm) / 2 × 内径(mm) / 2 × 行程(mm) × 3.14 / 1,000
改造(ボアアップ)キットの取り付け	改造キットの取り扱い説明書 改造キットの購入領収書
輪距の変更	輪距寸法のわかる尺(メジャー)入りの写真 スペンサーなど部品の購入領収書

※購入領収書等は品名が記載されているものをご提出ください。

※インターネットでの売買の場合は、販売(譲渡)者名、購入(譲受)者名、部品などの製品名・メーカー名など購入品の内容がわかる書類(購入履歴又は決裁ページの画面の写し、宅配便等の送付書)等を必要書類に代えられる場合があります。

## 3 注意点

本来、原動機付自転車は、オートバイメーカーが、安全性・耐久性などのあらゆる面から、試験等を繰り返し、車両の生産を行っております。本来よりも大きなパワーが出る改造を行うと制動力・安全性の面で、車体の性能が不足することが考えられます。

また、市役所では、原動機付自転車の排気量等に対して、地方税法上規定されている項目に該当した標識を交付しているもので、改造した車両が「道路運送車両法の保安基準を満たしている」ということで交付しているわけではありません。

改造をしても、「1人乗り」が「2人乗り」等にはなりませんので、走行にあたっては、改造前と変わらないということをご承知おきください。

なお、車両種別が変更になるような改造を行った場合には、免許区分や保安基準などが該当車両種別のもとなり、必要免許の取得や整備を行っていない場合には、違反となり処罰の対象となることがありますのでご注意ください。

問い合わせ先 府中市市民部市民税課諸税係

042-335-4440